

税理士の久保です。情報マガジン10月号をお届けします。

Subject: 税理士の久保です。情報マガジン10月号をお届けします。

From: 久保 博 <hrokubo@kaikai-k.com>

Date: 2025/10/06 15:30

To: hrokubo@kaikai-k.com

2025.10.06



久保 博

久保会計・税務事務所「メールマガジン」

久保 博様

こんにちは。久保会計・税務事務所の久保博です。

マガジン令和7年10月号をお届けします。

10月に入り、さすがに朝夕は秋の気配ですが、

昼間は30度近い気温です。

今回は2ページ目の一次相続二次相続のコラムです。

ここでは、「相続税対策では、二次相続まで考慮することが

重要。一次相続の無税に安心せず、二次相続まで見据えた

財産の配分設計が重要」と書かれていますが、果たして

そうでしょうか？

現場で相談を受けていると、思わずこう言いたくなることがあります。

「そんなに人生、予定通りにいきますか?」「相続税は二次相続まで考えましょう」――これは税理士がよく言うセリフです。

でも私は、長年現場でご家族のお話を聞いていて、こう思う

ようになりました。「人は税だけで生きているわけではない」と。

確かに、相続税の教科書には「一次相続と二次相続を通じて税負担の総額を最小に」と書かれています。計算上はその通りで、夫婦間の相続で配偶者控除を使い過ぎると、二次相続で子どもたちの税額が増える――理屈は正しいのです。

しかし現実には「二次相続がいつ起きるかわからない」という

ことです。奥様が10年、20年と長く生きられるケースは

少なくありません。その間の生活資金、介護、医療、あるいは

心の安心。「税金の損得」よりも「安心して暮らせる」ことの

ほうが、圧倒的に大切です。ですから、一次相続では「まずは

残された配偶者の生活の安定を第一に」財産はできるだけ

奥様に移し、安心して日々を送っていただくことが、何よりの

「相続対策」だと私は考えています。

二次相続の数字を追いかけるよりも、「残された人が安心して

暮らせるか」を考えること。それこそが、真の「相続対策」

ではないでしょうか。

マガジン10月号で気になる内容、また、不明点等あれば、

お気軽にいつでも何でもお電話かメールでお問合せください。

お問い合わせの際には下記まで直接ご連絡ください。

税理士の久保です。情報マガジン10月号をお届けします。

E-mail : hrokubo@kaikai-k.com

携帯電話 : 080-5686-1211



いつでもどこでもお気軽にご相談ください！

今月の相続とお金の情報マガジン



相続とお金の情報マガジン : 2025年10月号

- ◆ **数字で見る相続**
土地信託登記件数
2024年20,391件
- ◆ **資産安心コラム**
一次相続で安心しすぎると
起きてしまう落とし穴とは
- ◆ **暮らしとお金の教養講座**
相続の分け方・活かし方
遺言と信託の正しい併用術
- ◆ **相続・贈与の基礎知識**
将来への備えは「今」から
民事信託の基礎知識と活用方法

WEBマガジン

久保会計・税務事務所

〒141-0022 東京都品川区東五反田1-10-7 アイオス五反田705

電話番号 080-5686-1211 (代表)

FAX番号 03-6432-5713

メルマガの解除